

# 応安貮年四月廿五日 河野辺駿河守某施行状 (一幅)

本史料は、奈良大学文学部史学科が古書肆より購入し、

外

岡

慎

郎

所蔵する古文書である。

竪紙。紙数は一紙。法量は二八・八糎×四五・三糎。表装 購入時にはすでに掛軸に仕立てられていた。料紙は楮紙、

は北朝年号である。

以下に釈文を示す。

本領安堵事、任

御下知之旨、知行

件、 不可有相違候者、仍執達如

土屋河内右衛門入道殿

応安貮年四月廿五日

駿河守

の折に天地・袖奥ともに切断、調整されたことは疑いない。

応安二年(一三六九)は南北朝時代後期にあたり、応安

### 本史料について

の一点としてすでに知られた存在である。本史料は、土屋家に伝来した文書群(以下、土屋家文書)

土屋家文書については、『枚方市史』(第六巻、一九六八年)が京都大学文学部国史研究室(当時)所蔵影写本を底年)が京都大学文学部国史研究室(当時)所蔵影写本を底氏の動向について考察している。本史料ももちろんこれら氏の動向について考察している。本史料ももちろんこれらに掲載されている。

料紹介にかかる諸情報を得ている。(『土屋文書』四冊)があり、筆者もこれを閲覧し、この史また、東京大学史料編纂所には一九九〇年撮影の写真帳

土屋氏は相模国中村荘司宗平の子息で源頼朝の挙兵にも

はすでにこの地が「本領」と認識されていたわけである。たという(応永五年四月日 土屋宗能目安案)。南北朝期にとして伊香賀郷を拝領し、以来河内に移った一族が知行し参与した土屋宗遠を祖とする武家で、承久の乱後、恩賞地

#### (史料1)

応安貮年四月廿五日 左兵衛督(花押)本領事、如元知行、不可有相違候者、仍執達如件、

土屋河内右衛門入道殿

たという(『花営三代記』)。

#### (史料2)

本領事、 如元知行、 不可有相違、 仍執達如件、

応安二年二月十八日

田代豊前守殿 左兵衛督 (花押

などの在地勢力との連携がこのようなかたちで築き始めら 北朝方に転じて間もない時点で、河内土屋氏、 である(『田代文書』)。本文は史料1とほぼ同文であり、 史料2は、 和泉国の田代顕綱に充てた楠木正儀の安堵状 和泉田代氏

が初めてではない。 ただ、土屋氏が楠木正儀から本領安堵を受けたのはこれ 次の文書(土屋家文書所収)をみよう。

しておきたい。

れたことがわかる史料といえる。

#### (史料3)

行不可有相違、 河内国伊香賀郷壱分地頭職、 仍執達如件 為本領相伝之上者、 如元当知

正平七年三月十日 土屋孫次郎殿

> 左衛門少尉 (花押)

これら軍忠状に据えられた証判について、

水野恭

郎氏

#### (史料4)

仍執達如件 河内国伊香賀郷壱分地頭職、 為本領相伝、不可有相違之由、

正平七年三月十二日

土屋孫次郎殿

左衛門尉

(花押)

こでは、土屋氏が南朝の本領安堵を受けていることに注目 示す史料であるが、この点の究明は今後の課題として、こ 氏の「本領」が伊香賀郷の「壱分地頭職」であったことを 土屋孫次郎は本史料の充所土屋泰宗の父宗直である。 史料3の左衛門少尉は楠木正儀 (花押確認済)、充所の

料3と同日付の宗直軍忠状には、泰宗らが京都で戦い、泰 内で戦い、「宗直子息次郎右衛門尉」(泰宗)は右脛を負傷 三月十日土屋宗直軍忠状)。 宗舎弟信宗が左足に矢疵を受けたと記されている している(正平六年十一月日土屋宗直軍忠状)。そして史 土屋氏は正平五年(一三四九) 以降、 南朝方に属して河 (同七年

で確認したが、正当な指摘であると考えている。と河野辺駿河守某に親族関係(父子?)が認められるのでと河野辺駿河守某に親族関係(父子?)が認められるので料の花押(河野辺駿河守某)に酷似するとして、「左衛門尉」

正平七年(一三五二) 閏二月にいわゆる「正平の一続」正平七年(一三五二) 閏二月にいわゆる「正平の一続」正平七年(一三五二) 閏二月にいわゆる「正平の一続」

# 二 楠木正儀と河野辺駿河守

学出版会)。

あとの同年六月、「楠木代官 河内守護代」の「河辺」(河あとの同年六月、「楠木代官 河内守護代」の「河辺」(河東都争奪戦のなかで時日を過ごしていたが、同二二年(一京都争奪戦のなかで時日を過ごしていたが、同二二年(一京都争奪戦のなかで時日を過ごしていたが、同二二年(一京都等奪戦のなかで時日を過ごしていたが、同二二年(一京都等奪戦のなかで時日を過ごしていたが、同二二年(一方の)。

野辺駿河守)が京で義詮と対面している(『師守記』)。

河内守護代」と記されていることは重要である。 は北朝に帰順するのであるが、ここで河野辺が「楠木代官交渉は再度不調に終わり、同二四年(応安二年)、正儀

(同『室町幕府守護制度の研究』上、一九六七年、東京大年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年年に、東京大

あったことは疑いない。 考慮すれば、正儀のその時点での地位もそのようなもので代であるが、南朝補任の守護と国主の不分離な存在形態を『師守記』の認識は、正儀 = 南朝守護、河野辺 = 同守護

「御下知」を守護代河野辺駿河守某が施行するという理解筆者が河野辺駿河守某施行状としたのは、守護楠木正儀の河守下知状」、水野論文は「河野辺駿河守遵行状」とするが、本史料の文書題名について、『枚方市史』は「河野辺駿

にもとづいている。 表1をみよう。

制が、 北朝守護時代を通じて変動していないことである。 まずは、 表1で確認しておきたいのは二点である 正儀の南朝守護 あるいは南北朝内乱などと称され、王統の分裂を基 楠木正儀―河野辺―菱江(又守護代)の遵行体 (国主) 時代 (南朝年号を網 南北朝

#### 表1: 楠木正儀・河野辺駿河守関係文書

というところで考察を進めていくのが本筋である。

合は楠木正儀)がどのように判断し帰属を決めていくのか

朝がどう取り込むのか、

あるいは実績を有する者(この場

(幕府) あるいは南

れるのであって、こうした実績を北朝

国についていえば、のこされた文書の分析による限り、 社会の動向はまた別の視点からとらえる必要がある。 軸に議論が進められることはやむを得ないが、武家や地域

河内

儀の軍事的支配が実効性を継続していたことが認知さ

ところではあるが、これらもまた国司優越を掲げた後醍醐

らの時点での南朝政府の実態を想起すれば、

やむを得ない

行形態を見いだすことができないように感じられる。 弘和年間の文書(様式)の動きからは、定義づけ可能な遵 これは先にさらりと述べたところでもあるが、正平年間と

次に、南朝補任の守護と国主の不分離な存在形態である。

20		11111	_	_					
和	暦	西暦	月	日	文書題名	充 所	内容	文書名	
正平	20	1365	9	6	河内国国宣(楠木正儀)	河野辺駿河守	河内国小高庄領家方給分を観	観心寺文書	
			9	15	河野辺駿河守施行状	当庄沙汰人中	心寺雑掌に沙汰居		
	22	1367	10	4	楠木正儀書下案	河野辺駿河守	河内国法通寺庄内興福寺領 1/3軍勢分寺家へ沙汰居	久我家文書	
	23	1368	12	8	長慶綸旨(権右中弁経清奉書)	左兵衛督 (楠木正儀)		東寺百合文書ウ	
			12	9	楠木正儀施行状	河野辺駿河守	東寺造営材木運送船抑留停止	東寺文書 / 早稲田大学 荻野研究室所蔵文書	
			12	11	河野辺駿河守遵行状	菱江民部大夫入道			
	2	1369	4	25	楠木正儀書下	土屋河内右衛門入道	土屋泰宗本領安堵	土屋家文書	
					河野辺駿河守施行状	(泰宗)	工座茶示平限女地		
			5	16	楠木正儀書下	河野辺駿河守	南禅寺材木船、仁和寺・禁野	里見忠三郎氏所蔵文書	
応			6	16	河野辺駿河守施行状	菱江民部大夫入道	地下輩違乱停止	南禅寺文書	
安	4	1371	11	20	楠木正儀書下案	河野辺駿河守	高山寺領河内国新開新庄下司	高山寺文書	
					河野辺駿河守施行状案	菱江民部大夫入道	の不当課税停止		
	5	1372	11	24	楠木正儀書下案	河野辺駿河守	高山寺領河内国新庄内栂尾田	高山寺文書	
			12	24	河野辺駿河守施行状案	菱江民部大夫入道	押妨停止、寺家雑掌へ沙汰付		
	2	1376	2	25	室松幕府管領細川頼之奉書	左兵衛督 (楠木正儀)		尊経閣古文書纂	
永			5	4	楠木正儀施行状	河野辺駿河守	  嵯峨寿寧院領河内国島頭庄領	佐々木信綱氏所蔵文書	
和					河野辺駿河守遵行状	(菱江民部大夫入道)	家職を寺家雑掌へ沙汰付	慈聖院領諸庄園重書已 下目録(早稲田大学荻 野研究室所蔵文書)	
			5	6	菱江民部大夫入道打渡状	(寺家?)			
康	1	1379	9	25	楠木正儀書下	河野辺駿河守	伊香賀郷に対する北川為村ら	土屋家文書	
暦					河野辺駿河守施行状	菱江兵庫允	の濫妨停止		
弘和	3	1383	12	9	長慶綸旨 (左権中将某奉書)	観心寺々僧等中	And the first transfer of transfer of the first transfer of tran	観心寺文書	
			12	24	河内国国宣 (楠木正儀)	河野辺駿河守	観心寺七ケ村預所職、勅裁(長 慶) に任せ寺家雑掌に沙汰居		
ημ			12	24	河野辺駿河守施行状	菱江民部大夫入道	変/ドーロとリが称手に分仏/白		

## 三 土屋家文書について

纂所には一九九〇年撮影の写真帳が所蔵されていることに 野恭一郎氏の論文によって紹介され、また東京大学史料編 と述べた。そして、土屋家文書の姿も、『枚方市史』や水 下、土屋家文書)の一点としてすでに知られた存在である、 ついても触れた。 本稿の冒頭で、本史料は、土屋家に伝来した文書群 。 以

ころを購入したのである。 書肆の扱うところとなったようである。本史料もまた個別 の一点文書として軸装され、古書肆の目録に掲載されたと の手元を離れ、文書群としての実体を失い、分割されて古 ところが、史料編纂所の撮影からしばらくの後、 所蔵者

蔵先情報も載せてある。

かで、 あると判断した。 ば古書肆の目録に掲載されたが、限られた史料購入費のな その後も、土屋家文書の一点と確認できる文書がしばし 個別の文書群を継続的に購入し続けることは困難で

したがって、『枚方市史』や水野論文が紹介した土屋家

黛友明氏から貴重な情報をご提供いただいた。

これらについて、

同ミュージアム学芸員の御厨義道氏、

文書が、現状で何処の所蔵に帰しているのか、あるいは古 史料の意義づけにもかかわるので紹介しておこう。 散逸した土屋家文書の現状について知ることができた。本 書肆から購入した公共機関が公開している情報によって、 書肆の手元になお残されているのかわからない。ただ、古

状の文書目録としたものである。これから述べる現在の所 きたので、試作品ながら写真帳の冊、ページ順に撮影時原 は巻かれた状態で保存されていたことを確認することがで て表2を載せた。これは史料編纂所所蔵写真帳によって、 一点、あるいは複数点の文書が一括裏打ちされ、おそらく なお、中世文書の原状について考察するための素材とし

備に伴う収蔵資料目録 平成8年度』(香川県教育委員会) という名称で所蔵している。香川県立ミュージアム設置に かかる歴史博物館準備室時代に刊行された『歴史博物館整 書、合計一七七点を香川県立ミュージアムが「土屋家資料\_ 九九八年)に解題と目録が掲載されている。 さて、土屋家文書のうち、中世文書四点と近世以降の文

日録・解題(御厨義道氏執筆)をご覧いただきたい。日録・解題(御厨義道氏執筆)をご覧いただきたい。日録・解題(御厨義道氏執筆)をご覧いただきたい。日録・解題(御厨義道氏執筆)をご覧いただきたい。一旦録・解題(御厨義道氏執筆)をご覧いただきたい。

料的意義にかかる重要な成果である。

古書肆から購入した時点では、乱雑な状態で一括木箱に

たで、平成八年(一九九六)以降、逐次購入したとの情報細はこちらをご覧いただきたい。なお、すべて軸装のかた紹介(「館蔵文書の概要について」)が載せられている。詳第一○号、第二○号、第三○号に、小谷利明氏による資料宗直軍忠状など十六点を所蔵している。同館『研究紀要』次に、八尾市立歴史民俗資料館が、建武四年八月日土屋

いる(同「新収資料紹介 土屋宗直軍忠状 一幅」、『神奈川博物館が購入し、古川元也氏による史料紹介が公にされて次に、建武二年九月二日土屋宗直軍忠状は、神奈川県立

を小谷氏よりいただくことができた。

ける正文/案文の意義にも言及している。土屋家文書の史れた段階での原状についての見解を示し、軍忠状作成におらくは最初に土屋家文書が何らかの整理、整序がおこなわ他の軍忠状も参照しながら、史料編纂所の撮影以前、おそ県立博物館だより』二〇-一)。 古川氏は、土屋家文書の

纂所、所蔵史料データベース)。 振に端裏書を失ったことも確認している(東京大学史料編 がし、虫損を繕う修補を終えている。また表装の 安案を購入、所蔵している。購入時は掛軸装であったが、 安と、東京大学史料編所が応永五年四月日土屋宗能目

 $\Diamond$ 

せなかったことは残念である。むなかったことは残念である。ではもちろんないが、とりわけ現状の把握については、やではもちろんないが、とりわけ現状の把握については、や本史料の購入から約四年、本稿作成に専従していたわけ

となればとおもう。

小稿が散逸した土屋家文書が未来に再会、参集する機縁

#### 表2:土屋家文書目録(中世文書)

<b>1</b> X Z	• 工座豕入百口						
番号	年 代	文書題名	枚	水	写	一括	現所蔵
1	元和7(1621)/3/7	土屋兵斎書状	50	40		1	
2	延文2(1357)/3/12	足利義詮御判御教書	24	24	İ		
3	建武3(1336)/3/5	足利尊氏御判御教書	5	5	ĺ	2	
4	(年未詳) 10/2	神保長誠書状	46		ĺ		
5	(年未詳) 12/7	下間頼玄書状	47		ĺ	3	八尾
6	観応元(1350)/11/23	足利直義御判御教書	14	14	ĺ		
7	正平7(1352)/3/10	楠木正儀書下	17	17	ĺ		
8	正平7(1352)/3/12	河内国宣	18	18	ĺ	4	八尾
9	応安2(1369)/4/25	楠木正儀安堵状	26	26	ĺ		,
10	応安2(1369)/4/25	河野辺駿河守施行状	27	27		5	奈良
11	康暦元(1379)/9/25	楠木正儀書下	29	29	ĺ		.,,
12	康暦元(1379)/9/25	河野辺駿河守遵行状	30	30	İ	6	
13	観応元(1350)/9/28	河内国官	13	13	1		
14	建武4(1337)/10/10	細川顕氏感状	7	8	ĺ	7	八尾
15	延文2(1357)/5/8	細川頼之挙状案	25	25	ł	'	7 47-6
16	暦応2(1339)/8/16	細川顕氏書下	12	12	ł		八尾
17	永徳2(1381)/2/5	室町幕府管領奉書	31	32	ł	8	八尾
18	文和元(1352)/11/18	高師秀挙状	19	19	ł		八尾
19	文和2(1353)/4/15	高師秀感状	22	22		9	八定
20	文和2(1353)/4/15	高師秀挙状	23	23		9	
21	建武3 (1336) /1/24	土屋宗直軍忠状	4	4	ł		
22	建武4(1337)/8/-	土屋宗直軍忠状	6	7	ł		八尾
	建武4(1337)/6/-		_	-	ł	10	
23		土屋宗直軍忠状	8	9	ļ		八尾
24	建武5(1338)/3/-	土屋宗直軍忠状	-	_			
25	正平6(1351)/11/-	土屋宗直軍忠状	15	15	ļ		
26	正平7 (1352) /3/10	土屋宗直代泰宗・信宗軍忠状	16	16	ļ	11	
27	文和元(1352)/12/20	土屋信宗軍忠状	20	20			-h-h
28	建武2(1335)/9/2	土屋宗直軍忠状	2	2	ļ	12	神奈川
29	建武3(1336)/1/15	土屋宗直軍忠状	3	3			2 🖂
30	(年未詳) 3/22	遊佐長教書状	42	38	ļ		八尾
31	(年未詳) 8/23	薬師寺弼長書状	45	37	ļ	13	八尾
32	永禄4(1561)/12/5	土屋宗喜書状案	49	39	ļ		
33	(年未詳) 3/27	土屋宗直申状	10	6	ļ		H
34	正中2(1325)/7/11	土屋宗春譲状	1	1	ļ	14	八尾
35	文和2(1353)/2/3	土屋宗直譲状	21	21	ļ		八尾
36	康暦元(1379)/8/5	土屋浄光(宗春)譲状	28	28	2		八尾
37	応永10(1403)/6/15	義照(土屋宗能)譲状	33	34	ļ	15	
38	永正2(1505)/10/3	畠山尚慶奉行人奉書	36		ļ		八尾
39	永禄2(1559)/9/23	某奉書	48		ļ		
40	応永5 (1398) /4/-	土屋宗能目安案	32	33	ļ	16	
41	(年未詳) 3/2	土屋宗怡申状	41	35	ļ		
42	(年未詳) 5/23	遊佐順盛書状	43	36		17	八尾
43	(年未詳) 8/11	堅能・康忠・範為連署奉書	44		ļ	18	
44	永正2(1505)/10/3	畠山尚慶奉行人奉書	37		ļ	19	八尾
45	(年未詳) 3/29	本多忠英書状	51			20	
46	(年未詳) 1/11	本多忠英書状	52		1		
47	(年未詳) 1/17	本多忠英書状	53			21	
48	(年未詳) 11/4	土屋左平太知行目録	54			22	
49	(年未詳) 1/8	(姓欠)次郎感状	38		3	23	香川
50	(年未詳) 2/28	畠山政国書状	39		J		一括原状
51	(永徳2)2/3	畠山基国書状	34	31	4	24	香川
52	(年未詳) 2/29	畠山高政書状	40			25	香川

凡 例 ・「一括」は、同写真帳掲載の文書写真から、裏打ち一括・「番号」は同写真帳の掲載順を基に付している。・「写」は東京大学史料編纂所写真帳の冊番号。・「水」は前掲水野論文の文書番号。 一紙の状況を確認して付し、裏打別の番号を付した。 「東京」 = 東京大学史料編纂所「凡尾」 = 八尾市立歴史民俗資料館「八尾」 = 香川県立ミュージアム・「現所蔵」の略記

「奈良」=奈良大学文学部史学科 「神奈川」=神奈川県立博物館